

発注者の皆様へ

フリーランス法の制定を踏まえて

シルバー人材センターの契約関係を見直します

令和8年4月1日 から新しい契約関係へ移行させていただきます。フリーランスに位置づけられる会員が法により保護を受け、安心・安全に就業できる環境を整備するために厚生労働省から、シルバー人材センターの契約方法について見直しを行うよう方針が示されています。

シルバー人材センターを利用される皆様におかれましても、契約関係の見直しにつきまして、ご理解をお願いいたします。

■ 見直しのイメージ

図1

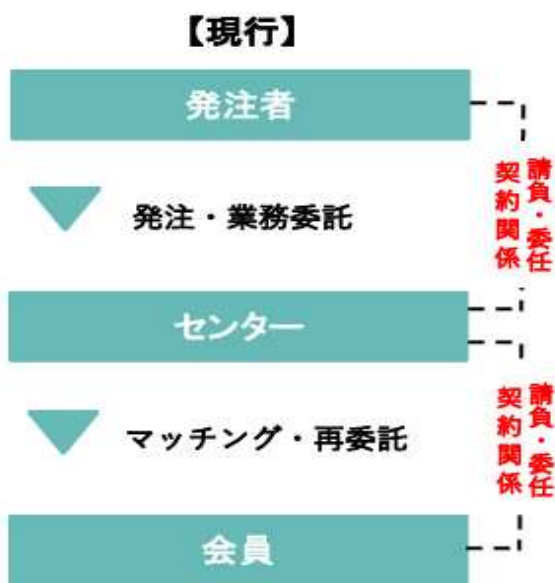
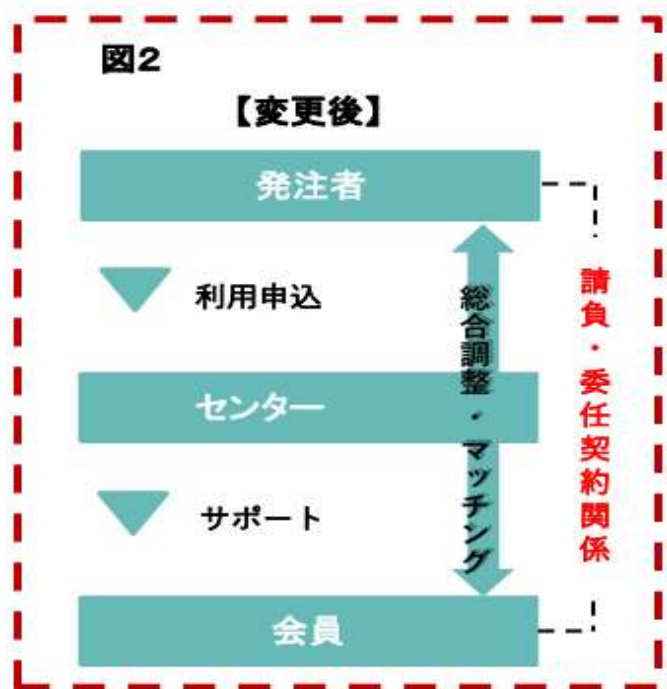


図2



作業のご依頼・ご請求・お支払いに関しましてはこれまでと**変更ございません**。

これまで通り、センター窓口 又はお電話にてお申込みください。尚、センター利用規約等詳細につきましては当センターホームページにてご確認ください。

<https://webc.sjc.ne.jp/samukawa/>

